

## データ・インテリジェンス教育研究部門会議要項

平成30年4月1日 制 定

平成31年4月1日 最終改正

データ・インテリジェンス教育研究部門長決定

(趣旨)

第1条 この要項は、データ・インテリジェンス教育研究部門設置要項第5条第2項の規定に基づき、データ・インテリジェンス教育研究部門（以下「部門」という。）に置く部門会議について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部門会議は、数理・データサイエンス教育をはじめとしたビッグデータ解析やIoTシステム構築技術、人工知能技術など「超スマート社会」に必要とされる基盤技術等に関する教育研究を推進するために必要な企画、立案及び調整を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 部門会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 部門に専任配置される教員
- (4) 部門担当教員
- (5) 学術情報課長
- (6) 学務課選出職員 1名
- (7) その他部門長が必要と認める者

(議長)

第4条 部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。

(開会)

第5条 部門会議は、第3条に規定する委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(議決)

第6条 部門会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部門会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 部門会議は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

(事務)

第9条 部門会議に関する事務は、学術情報課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、部門会議の運営に必要な事項は、部門会議が定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月7日一部改正)

この改正要項は、平成30年6月7日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日一部改正)

この改正要項は、平成31年4月1日から施行する。